

第五次南風原町総合計画 後期基本計画策定  
第1回 南風原町まちづくり住民会議

日時：令和3年9月22日（水）19時～

会場：南風原町役場 3階庁議室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 町長あいさつ
4. 委員の自己紹介
5. 会長及び副会長の選出
6. まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて
  - (1) 総合計画の位置づけと計画構成について
  - (2) まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて
7. 第五次南風原町総合計画の説明
8. 閉会

【配布資料】

- 資料- 1 第1回まちづくり住民会議 次第
- 資料- 2 南風原町まちづくり住民会議設置要綱
- 資料- 3 南風原町まちづくり住民会議委員名簿
- 資料- 4 総合計画と策定体制等
- 資料- 5 まちづくり住民会議の役割とスケジュール
- 資料- 6 第五次南風原町総合計画について
- 資料- 7 第五次南風原町総合計画（冊子）

## ○南風原町まちづくり住民会議設置要綱

平成 27 年 9 月 1 日要綱第 20 号

### 南風原町まちづくり住民会議設置要綱

(設置)

**第 1 条** 第五次南風原町総合計画の策定にあたり、南風原町まちづくり基本条例（平成 25 年南風原町条例第 28 号）の基本理念及び基本原則に基づき、「南風原町まちづくり住民会議」（以下「住民会議」という。）を設置する。

(役割)

**第 2 条** 住民会議は、次に掲げる事項に対する意見を取りまとめ、町長に提案を行う。

- (1) 第五次南風原町総合計画素案の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

**第 3 条** 住民会議は、次に掲げる 40 人程度の委員を持って組織する。

- (1) 公募した町民のうち町長が委嘱した者（以下「公募委員」という。）
- (2) 町職員 20 人程度

2 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、計画素案を町長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 住民会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、住民会議を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(部会)

**第 6 条** 第 3 条に規定する役割を効率的に行うため、住民会議に部会を置き、その役割を分担させる。

- 2 部会に部会長 1 人及び副部会長 1 人を置き、部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会議を進行し、会議に必要な事務をまとめる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員は、いずれか 1 つの部会に属さなければならない。

(会議時間)

**第 7 条** 会議（住民会議の会議及び各部会の会議をいう。）は基本的に 2 時間程度とする。ただし、会議に諮って、これを延長することができる。

(運営)

**第8条** 会議は、委員の自主運営を基本とする。

2 各部会は、会議の内容をまとめ住民会議で報告する。

(会議の公開)

**第9条** 会議は、原則として公開するものとし、会議の結果もホームページなどで積極的に公開する。

(意見聴取等)

**第10条** 会議は、必要と認めるときは、委員以外の方に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(提案の尊重)

**第11条** 町長は、第五次南風原町総合計画素案の提案を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

(庶務)

**第12条** 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会長が住民会議に諮り定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 南風原町まちづくり住民会議 委員名簿

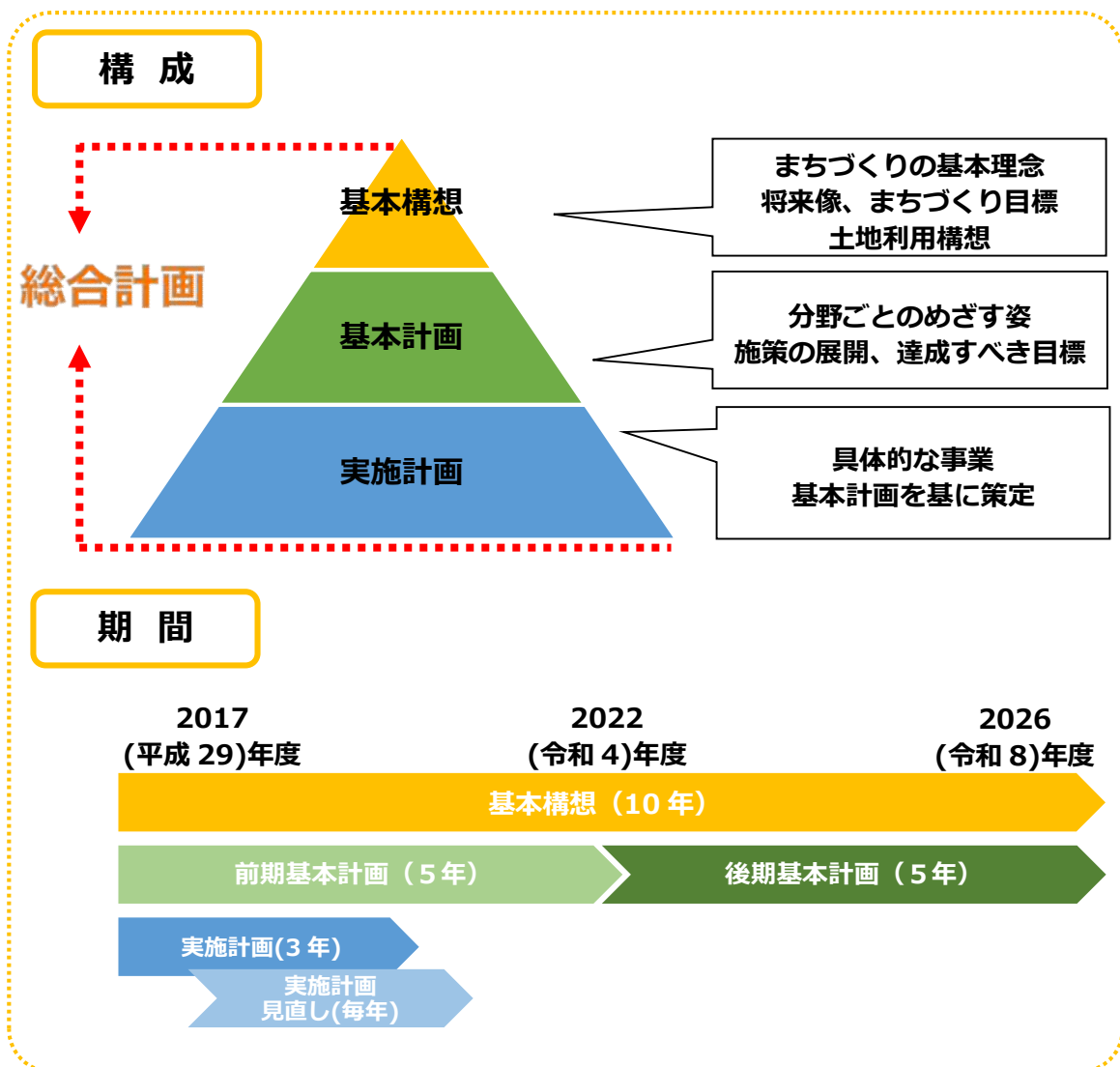
部会名	公募委員		職員（ワーキングチーム）	
	あかみね つとむ 赤嶺 勤	町内在住	まえしろ りつこ 前城 律子	議会事務局
	ふじわら まさかつ 藤原 政勝	町内在住	とぐち まさき 渡久地 正貴	総務課
	みやぎ たかこ 宮城 堅子	町内在住	よなみね たけし 與那嶺 健	税務課
	たいら ともこ 平良 智子	町内在住	きんじょう たかひで 金城 爵秀	住民環境課
	ぐしけん あんり 具志堅 杏里	町内在住	たましろ かりん 玉城 香林	会計課
	おおしろ のぶあき 大城 信明	町内在住	おおしろ ひろや 大城 浩也	こども課
	おおしろ きよこ 大城 清子	町内在住	みやぎ あゆみ 宮城 あゆみ	保健福祉課
	のほら ゆみこ 野原 由美子	町内在住	たいら としや 平良 利也	国保年金課
	おおしろ さえこ 大城 早恵子	町内在住	のほら よしゆき 野原 義幸	まちづくり振興課
	みやぎ たけこ 宮城 竹子	町内在住	なかむら たいち 中村 太一	区画下水道課
	とうま りえ 当真 利江	町内在住	おおしろ かつと 大城 勝人	都市整備課
	あさと ようこ 安里 洋子	町内在住	きんじょう ちかし 金城 周	産業振興課
	おおしろ しょうた 大城 翔太	町内在住	のほら あさみ 野原 朝美	教育総務課
	おやどまり ちとたか 親泊 元隆	町内在勤	すながわ あつし 砂川 敦	教育総務課
	たまき じゆんじ 玉木 順次	町内在住	とうめ いくえ 當銘 育恵	学校教育課
			きんじょう まさひろ 金城 真弘	生涯学習文化課
			きんじょう としかず 金城 敏和	生涯学習文化課
			てるや まさと 照屋 政人	企画財政課
			おおしろ しげと 大城 重人	企画財政課
			たまね は かずひこ 玉那覇 和彦	企画財政課

## 総合計画と策定体制等

### 1. 総合計画とは

- 総合計画とは、南風原町が将来どのような「まち」にしていくかを定めた**指針**です。
- 総合計画は、町における「**まちづくりの最も基本となる計画**」です。
- 総合計画は、**まちづくり行政を計画的に進める運営指針**です。
- そのため、本町の特性や課題、社会経済情勢の変化などを見極めながら、将来どのようなまちにしていくのか、そのときの主体や役割、計画の基本的な考え方について、総合的・体系的に取りまとめるものとなっています。

### 2. 第五次総合計画の構成と期間

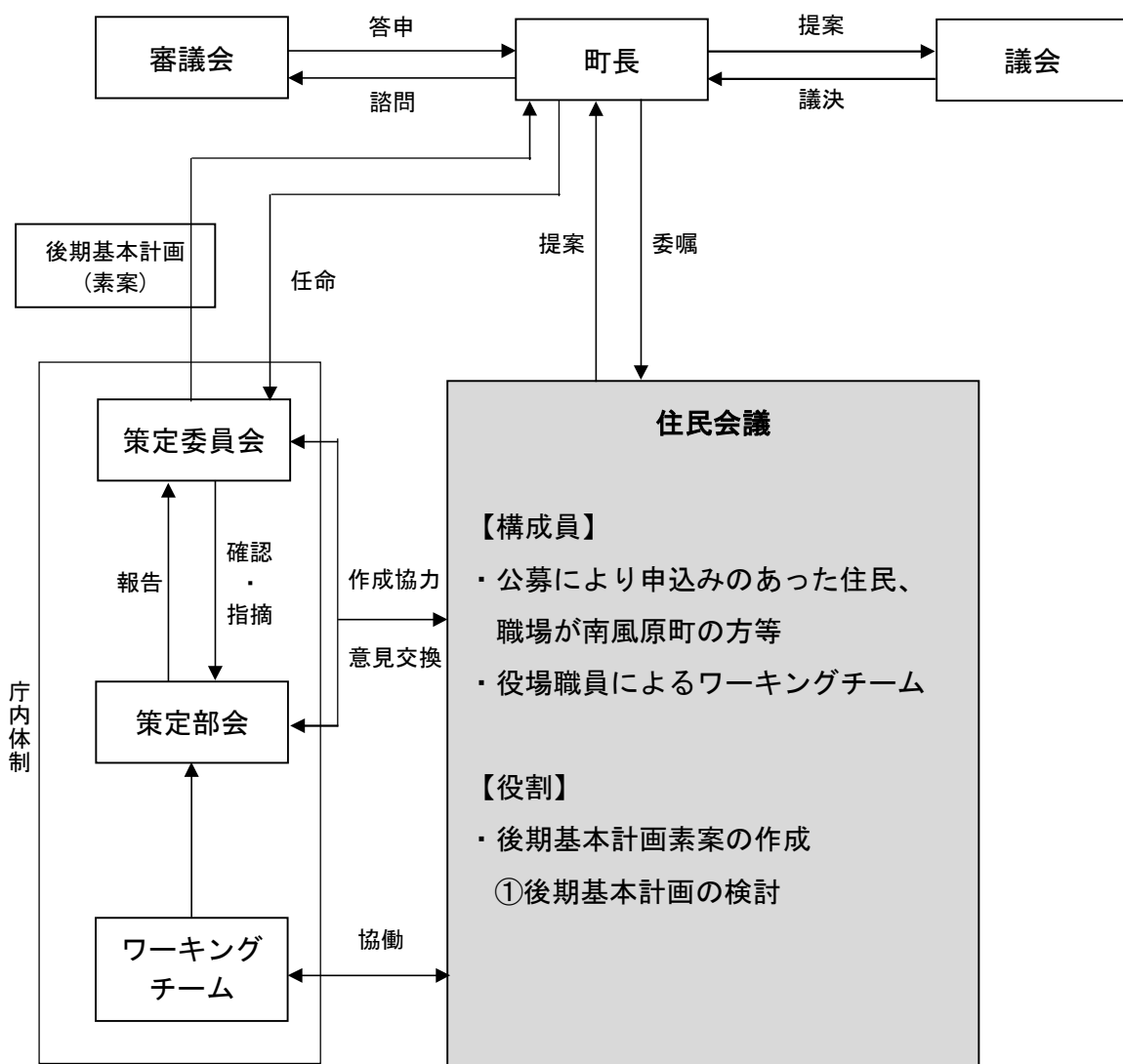


<b>基本構想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本町が目指すべき 10 年後のまちづくりの方向を表したもので、基本理念や将来像、まちづくり目標、土地利用構想などを示しています。</li> <li>○計画期間は、10 年間で計画期間としています。</li> <li>●後期基本計画の策定時においては、将来人口の設定や土地利用構想など、策定当時と大きく変化した事項についての見直しを行います。</li> </ul>
	<p>期間：平成 29 年～令和 8 年（2017～2026）</p>

<b>基本計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本構想に掲げる将来像を実現するための基本的な施策を体系的に示すとともに、各施策分野における具体的な施策や主要事業などを示したものです。</li> <li>○計画期間は、基本構想の 10 年間に対し、前期 5 カ年を「前期基本計画」、後期 5 カ年を「後期基本計画」としています。</li> <li>●今回は後期基本計画の策定時にあたります。前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、施策内容の見直しを行います。</li> </ul>
	<p>期間：前期 平成 29 年～令和 3 年（2017～2021） 後期 令和 4 年～令和 8 年（2022～2026）</p>

<b>実施計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画で示された施策や主要事業、あるいは新たに生じた課題解決に向けて必要な事業などに対し、財政と連動させながら、実施にあたっての具体的な方策を示したものです。</li> <li>○計画期間は、1 期 3 年間とし、毎年の見直しとしています。</li> <li>●後期基本計画の策定後、見直しを行います。</li> </ul>
	<p>期間：1 期 3 年とし、毎年の見直し</p>

### 3. 第五次総合計画「後期基本計画」の策定体制

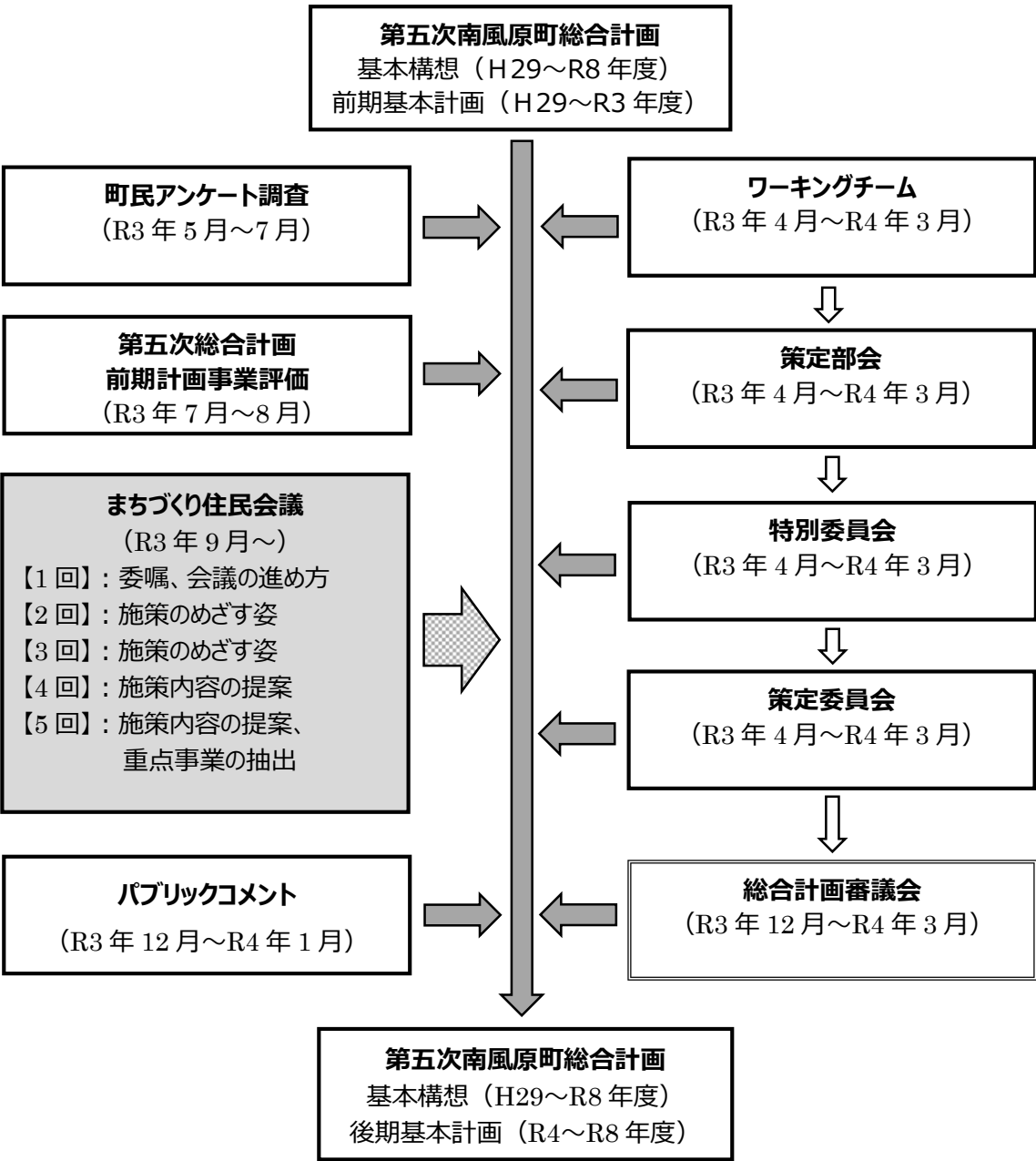


総合計画審議会	町長の諮問機関として、知識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想・基本計画案について調査・審議を行います。
まちづくり住民会議	公募による町民等で構成し、後期基本計画の素案に関して、町民の視点による課題や解決方法等の検討を行い、意見を取りまとめて町長に提案します。
策定委員会 (庁内)	委員長に副町長、副委員長に教育長、委員に部長及び課長職のもので組織し、基本構想及び基本計画案等を審議・決定する最終決定機関とします。
特別委員会 (庁内)	副町長、教育長、総務部長、民生部長、経済建設部長、教育部長、議会事務局長及び企画財政課長で組織し、委員会の運営を円滑にするための調整機関として設置します。
策定部会 (庁内)	策定委員会の部会組織であり、特定の事項について調査するため、必要に応じて設置する。策定にあたり住民会議との連携を図り、作業を円滑に推進するため、職員（ワーキングチーム）20人程度選考します。
ワーキングチーム (庁内)	策定部会の補助機関として策定部会ごとに設置し、各種データ、資料等の収集及び整理を行い、現況と課題を取りまとめ、施策の策定と目標値を設定し、住民会議と連携を図りながら基本計画の素案を作成します。

### まちづくり住民会議の役割とスケジュール

#### 1. まちづくり住民会議の役割

まちづくり住民会議は、第五次南風原町総合計画「後期基本計画」を策定するにあたり、本町に在住・在勤する方などを公募により募集し、住民の代表としての意見や提案をいただくことを目的とした会議です。





## 2. まちづくり住民会議のスケジュールと内容

回数	開催時期	検討テーマと内容
第1回	令和3年9月22日 (水) 19:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員の委嘱</li> <li>○役員の選出</li> <li>○総合計画の位置づけ計画構成について</li> <li>○まちづくり住民会議の役割とスケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和3年9月下旬 又は10月上旬 ( ) 書面での開催を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策ごとの「施策のめざす姿」の検討と提案について（その1）</li> <li>・部会ごとに担当施策分野において、「施策のめざす姿」の検討と提案</li> </ul>
第3回	令和3年10月中旬 ( ) 書面での開催を予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策ごとの「施策のめざす姿」の検討と提案について（その2）</li> <li>・部会ごとに担当施策分野において、「施策のめざす姿」の検討と提案</li> </ul>
第4回	令和3年10月下旬 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画素案の検討・提案について（その1）</li> <li>・担当分野別の施策体系の検討と施策項目の提案</li> <li>・担当分野別の「施策のめざす姿」の実現に向けた施策内容や事業等の検討と提案</li> </ul>
第5回	令和3年11月上旬 ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画素案の検討・提案について（その2）</li> <li>・担当分野別の施策体系の検討と施策項目の提案</li> <li>・担当分野別の「施策のめざす姿」の実現に向けた施策内容や事業等の検討と提案</li> <li>○重点施策及び重点事業の選定について</li> <li>・衆目評価法（得票法）により重点施策と重点事業を選定</li> <li>○計画素案の取りまとめと提案について</li> <li>・会議結果を踏まえ、計画素案の取りまとめを行い提案を行う</li> </ul>

注)回数と内容は予定であり、検討経過により、変更する場合があります。



# 第五次南風原町総合計画について



令和3年9月22日(水)  
南風原町総務部企画財政課





















